

令和4年4月13日

草津市立草津小学校  
保護者の皆様

草津市立草津小学校  
校長 中村 真理子

## 令和4年度草津小学校・新しい学校生活ガイドライン

新型コロナウイルスの感染状況については、地域の感染レベルを「レベル2」とすることが4月15日まで延長されています。

この度、「令和4年度 草津小学校・新しい学校生活ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインに沿って、感染予防対策・心身の健康保持・学習の保障等に留意しながら、教育活動を進めます。

なお、本ガイドラインは現状を踏まえた年度当初のものであり、今後の新型コロナウイルス感染状況及び国・県・市の動向や指導等、季節の変化により変更し、新たな対応をすることもあります。

### 1 学校生活について

新型コロナウイルス感染防止対策を継続する中、次にあげる(1)～(4)は今後も学校生活の大原則として順守していきます。感染が拡大しつつある現状から、保護者の皆様と協力して進めていきたいと考えています。

- (1)手洗いの習慣化を徹底します。
- (2)マスクの適切な着脱の習慣化を図ります。マスクを外してよい場面は現行通り。
- (3)密閉・密集・密接を避けることの意識化、行動化を進めます。
  - ・子どもの意識化、行動化が定着するように指導を重ねていきます。
  - ・気になる状況が生まれたときは、教師の指導を適切に入れます。
  - ・窓の開放による換気、エアコンやサーキュレーター等を使った適切な室温調整を行います。
- (4)各家庭でも、検温・健康観察を行い、発熱時・体調不良時の登校回避に関するお願いを順守してください。

### 2 各家庭へのお願い

4月11日付の草津市教育委員会学校教育課長からの文書の通り、オミクロン株に対応した草津市立小中学校の臨時休業基準が出され、感染者が発生した場合も、保健所等による濃厚接触者の特定は行わないことになりました。基準は変わりましたが、学校では引き続き子どもの人権に配慮しながら対応を進めていきます。以下については、引き続きご家庭のご協力をお願いいたします。

- (1)毎朝の健康観察、検温を徹底してください。家族の健康状態の把握もお願いします。
- (2)児童および保護者がPCR検査等を受診した場合や、受診結果が判明した場合は、学校まで連絡をお願いします。休日の場合には、「休日緊急連絡メール」[corona-kusatsu-p@o365.sk.ed.jp](mailto:corona-kusatsu-p@o365.sk.ed.jp)に連絡をお願いします。
- (3)発熱・体調不良があるとき、または、家族に感染(の疑い)があるときは登校を控えてください。発熱や風邪等の体調不良の時には「感染リスク回避のため」出席停止扱いとします。

### 3 服装、持ち物について

次にあげるものを登校の際に準備していただくようお願いします。

- ① 健康観察票
- ② ハンカチ、マスク、マスクを入れる(ビニル)袋、汗拭きタオル
- ③ 予備の(ビニル)袋に入れた別のハンカチ、マスク(置きハンカチ、置きマスク)

今後、気温が上がってきた際には、以下のものを活用して熱中症を予防していきましょう。

- ① 十分な量のお茶(スポーツドリンクも可)
- ② クールタオル、日傘など、登下校時の暑さ対策グッズも利用いただいて構いません。

#### 4 学習指導・行事に関すること

- (1)教室は、子どもたちの机の間隔を空け、授業中、窓や扉はできる限り開けて換気します。
- (2)子ども・教職員は、常にマスクを着用します。咳エチケットを守ります。  
※屋外では、人との距離を十分取ったうえで、マスクを外すことがあります。
- (3)家庭科の調理実習については、子ども同士が共同で行う内容は見合わせます。教師の示範を見せたり、それぞれの子どもが個人で行える内容に限って実施したりします。
- (4)音楽科の学習は、距離を十分にとり、マスクをして歌唱指導、演奏指導を行います。笛や鍵盤ハーモニカ用のタオルを使い、唾液の飛散を防ぎます。※地域の感染レベルが「レベル 2」で感染が拡大傾向にあるときには行いません。
- (5)校外学習はバスの台数を基本1クラス 1 台以上とし、乗車人数を減らし、間隔を取って座ります。6年生の若狭自然教室は、宿泊施設(国立若狭湾青少年自然の家)の感染症対策に則り、3密を避けるよう、活動内容や宿泊環境を十分検討して実施します。※地域の感染レベルが「レベル2」の場合は、県外への校外学習は実施を見合わせます。
- (6)入学式や卒業式は、地域の感染レベルに応じて、保護者の方の参加人数や開催方法などを検討します。
- (7)学習参観や家庭訪問、学級懇談、運動会などは、地域の感染レベルに応じて、参加人数や開催方法の変更、実施の有無などを検討します。

#### 5 学びの保障に関すること

- (1)今後の感染拡大に備えて、オンラインでの授業や動画の配信等に対応できるよう、準備や児童への指導を行っていきます。
- (2)出席停止等により、長期にわたってやむを得ず学校に登校できない児童に対して、オンラインでの対応など、学習指導が継続できるよう配慮します。

#### 6. 給食指導について

- (1)配膳台の消毒を徹底します。
- (2)学級にいる全員が石けんでの手洗いをきちんと行い、マスク(当番はエプロンも)を着けて準備や片付けをします。手洗い後、全員が手指のアルコール消毒をします。(手荒れ等でできない児童は除きます。)
- (3)食事直前にマスクを外し、給食時も机を前向きにし、会話をせずに食べます。
- (4)その後の歯磨きも、会話をせずに行います。